

議案第 4 2 号

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 6 月 5 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北本市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を次のように改める。

（育児休業法第 1 0 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態）

第 1 1 条 育児休業法第 1 0 条第 1 項第 5 号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き規則で定める日数を超えず、かつ、1 回の勤務が規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4 週間ごとの期間につき 8 日以上を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 1 9 時間 2 5 分、1 9 時間 3 5 分、2 3 時間 1 5 分又は 2 4 時間 3 5 分となるように勤務すること。
- (2) 4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき 1 週間当たりの勤務時間が 1 9 時間 2 5 分、1 9 時間 3 5 分、2 3 時間 1 5 分又は 2 4 時間 3 5 分となるように勤務すること。

第 2 3 条第 2 項中「勤務時間条例」を「北本市職員の勤務時間、休日

及び休暇に関する条例（平成 8 年条例第 9 号）」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。